

育児・介護休業法改正に伴う規約変更について (DB・厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考にDB年金、厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につきましては年金ニュース [No.212](#) でご案内しておりますが、今般、行政照会に対する回答がありましたのでご案内いたします。(回答内容の要旨は前回ニュースから変更なし。)

要旨: 前回ニュースと同様

- 法改正により加入者期間等 が変更となる場合は規約変更の承認・認可申請が必要。 加入者期間、給付額算定期間(以下同様)
- 法改正による加入者期間等は変更無いが規約の文言(引用する規程の名称・有効日等)を修正する場合は、規約変更の届出が必要。
- 規約変更の手続きは適用日を6月30日まで遡及可能であるため、7月以降の対応も可能。

新たに確認できた事項

- 厚年基金の基本部分については、厚生年金保険法の取り扱いに準拠することによるため、規約変更は発生しない。
加算部分については、総合基金など基本部分と同じ取り扱いをしている場合には規約変更は不要であり、それ以外はDBに準じた対応が必要。
- 理事長専決による規約変更は不可(遡及適用が可能であるため)。

~なお、今回の規約変更に伴う申請又は届出に関する書類雛型についてご希望の場合は、お手数ですが弊社営業担当者までお申出いただきますようお願いいたします。

ご参考に次頁以降で行政照会で確認できた具体的な変更内容への対応等をご案内します。

【ご参考】規約変更の要否

法改正前のDB規約における育児・介護休業期間の取り扱い	法改正により新たに導入される育児・介護休業期間等のDB規約での取り扱い	DB規約変更の要否
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除している	控除しない	不要(引用する規程の名称、有効日、控除する期間の名称等を変更する場合は、要)
	控除する	要
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除していない	控除しない	不要
	控除する	今回の法改正による取り扱いの対象外

労働協約等の規定の条文を変更をしていないが法律上の定義が変わることにより労働協約等の内容が変更となる場合は、DB規約に引用した労働協約等の有効日の変更に係る規約変更手続き(届出)が必要

【ご参考】変更内容ごとの対応 (上記 の場合)

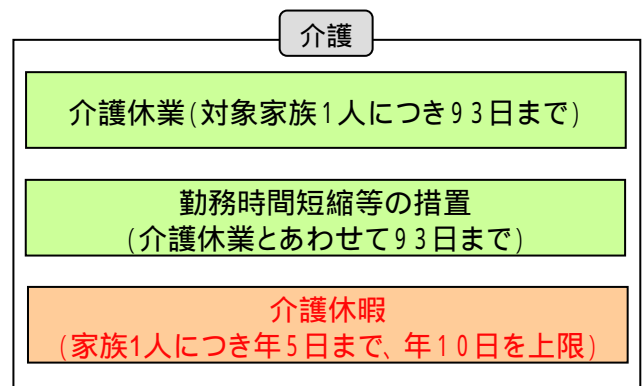
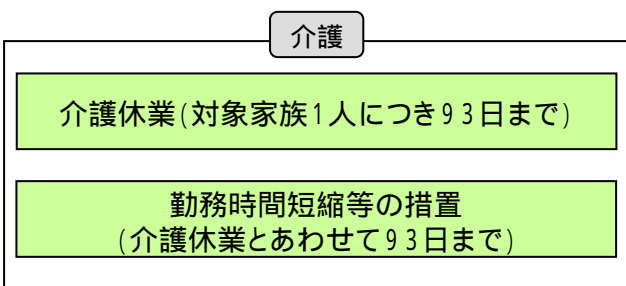
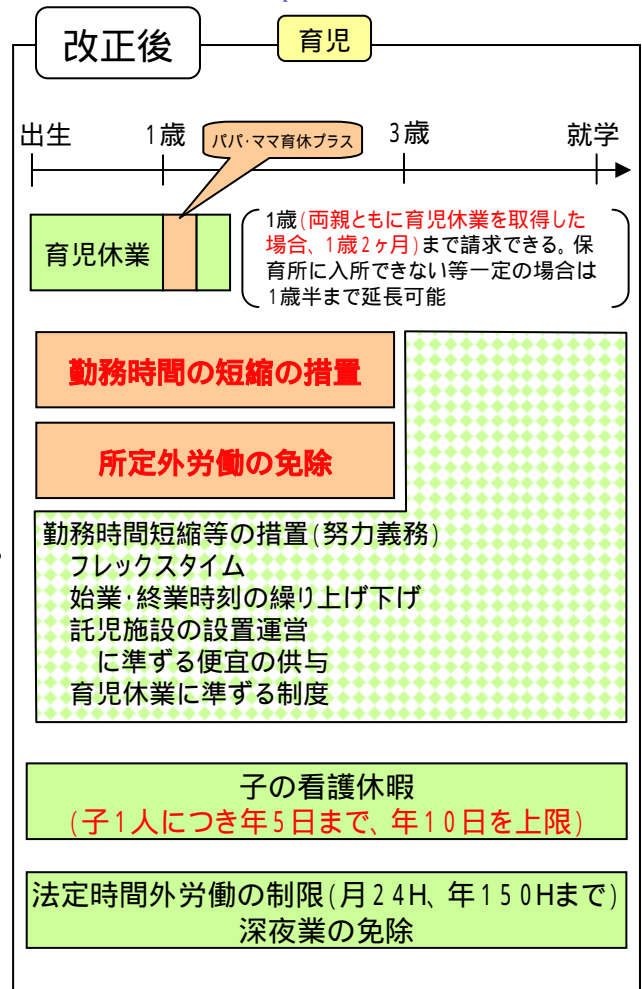
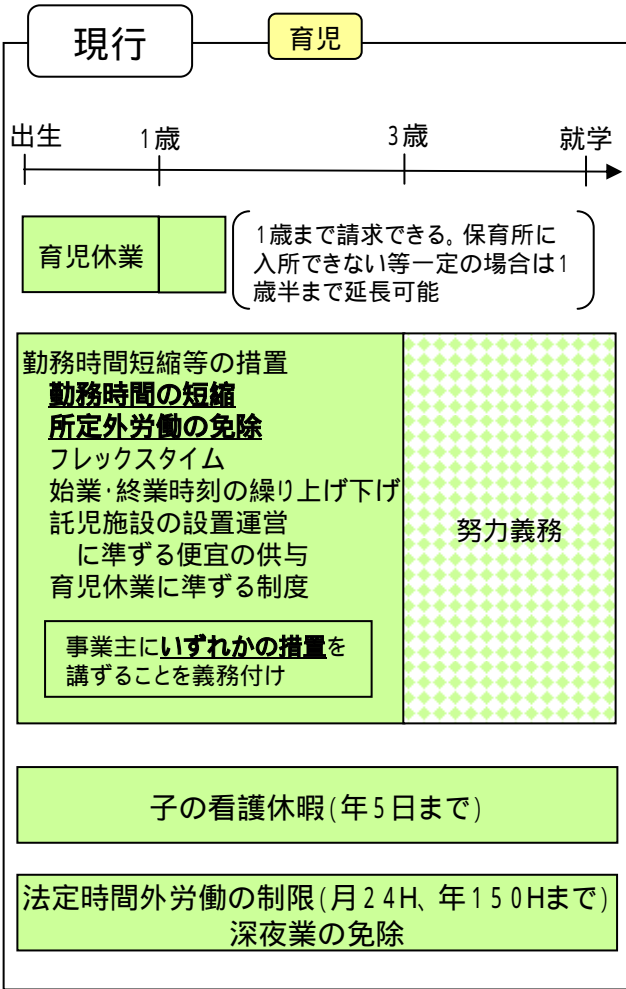
育児・介護休業規程の名称(引用する規程の名称)の変更が…	対応
有	引用する規程の名称、有効日の変更に係る規約変更の届出
無	手続き不要
就業規則等で「子の看護休暇」を拡充し…	対応
DBの加入者期間等から拡充した子の看護休暇期間を控除する	子の看護休暇期間の取り扱いに係る規約変更の認可・承認申請
DBの加入者期間等から拡充した子の看護休暇期間を控除しない	手続き不要
「パパ・ママ育休プラス」の取り扱いにより…	対応
DBの加入者期間等から控除する期間が変更となる	規程の有効日、引用条項(変更がある場合)の変更に係る規約変更の認可・承認申請
DBの加入者期間等から控除する期間が変更とならない	手続き不要
「父親の育児休業再取得」の取り扱いにより…	対応
DBの加入者期間等から控除する期間が変更となる	規程の有効日、引用条項(変更がある場合)の変更に係る規約変更の認可・承認申請
DBの加入者期間等から控除する期間が変更とならない	手続き不要
「介護休暇の新設」により…	対応
DBの加入者期間等から介護休暇期間を控除する	介護休暇期間の取り扱いに係る規約変更の認可・承認申請
DBの加入者期間等から介護休暇期間を控除しない	手続き不要

ただし、期間の名称変更等、内容の実質的な変更を伴わない規程の変更がある場合の規約変更は届出

【ご参考】育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)

厚生労働省HPより

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/p0701-1.html>



以上